

平成 23 年 11 月 設立案内

**和歌山県経営者協会 「経営のコツを気づく会」  
設立・入会のご案内**



**和歌山県経営者協会**

〒640-8152 和歌山市十番丁 19 Wajima 十番丁ビル 3 階  
Tel. 073-431-7376 (代表) Fax. 073-422-0416  
URL : <http://w-keikyo.com> E-mail : [info@w-keikyo.com](mailto:info@w-keikyo.com)

## 「経営のコツを気づく会」設立にあたって

私が 30 代の頃に、経営者協会に「青年経営研究会」が発足いたしました。当時の理念は労使関係の安定や向上、合理的な企業経営の推進であり、参画した会員は、将来の経営者となるべく研鑽を重ねてまいりました。

幾多の変遷を経て、長年、「企業経営研究会」として存続してまいりましたが、近年の経営を取り巻く環境の変化や経済のグローバル化に対応するためには、次代の新しい力が必要であり、また、絶えざる組織の改革が必要です。「変革と創造」はどのような組織においても不可避であります。

企業経営も、調子が良いと思っても「上り坂、下り坂、まさかの坂」の 3 つの坂があります。企業は 30 年経てば激変します。この様なことから、次から次に手を打つために、フィールドの違うところで活躍されている皆様に結集していただき、ともに刺激し合い、経営のコツを学ぶことのできる会を新たに発足したいと思っています。是非宜しくご検討の程、お願い申し上げます。

平成 23 年 11 月

中野 BC 株式会社 社長 中野 幸生

(和歌山県経営者協会 顧問)

## ○ 設立の趣旨

和歌山県経営者協会では、昭和 47 年に和歌山の産業の発展を担う若手経営者の研鑽と資質向上を目指すための「青年経営者研究会」が発足し、活発な活動がなされてきました。その後、平成 4 年には「企業経営研究会」と名称を変更し、自主的な支援組織として運営されてきましたが、発足して約 40 年が経過しその役割を終えつつあります。

そこでこのたび「経営のコツを気づく会」と名称を改め、経営者の更なる資質向上と和歌山の産業を担う次代の経営者を育成することを目的に、研究や意見交換、視察などを行い、経営の勉強をするための研究会、いわゆる経営塾的な役割としてリニューアルすることが決まり、9 月 29 日の理事会で承認を得ました。

そこで「経営のコツを気づく会」の設立にあたり、皆様方の積極的なご参加をいただき、和歌山を元気に盛り上げていきたいと考えておりますので、ご賛同いただきご入会くださいますようお願いいたします。

## ○ 「経営のコツを気づく会」の名前の由来

松下幸之助氏が 1934 年（昭和 9）の元旦に、従業員に対して「経営のコツ此処なりと気づいた価値は百万両」という標語をお年玉として提示しました。「いかなる仕事もひとつの経営と観念するところに、適切な工夫もできれば新発見も生まれる」という意味で、各一人一人ひとりが経営意識をもって仕事に取り組むことの大切さを訴えています。

経営者が経営のコツをつかんでいる会社は力強く繁栄発展していくという願いを込めて「経営のコツを気づく会」という名前が生まれました。

## ○ 「経営のコツを気づく会」への入会

当会の目的に賛同し、ご入会を希望される場合は、まず「入会申込書」を和歌山県経営者協会 事務局にファクシミリもしくは郵送にてご提出ください。

本年中をめどに参加者を募り、当会メンバーが確定次第、皆様に会員名簿をお送りします。その後は、準備会の立ち上げ、設立総会 兼 運営委員会 兼 第 1 回研究会の開催に繋がっていきます。

会費のご請求は当会設立後、あらためてご請求させていただきます。

## ○ 「経営のコツを気づく会」運営要領（案）

経営のコツを気づく会の運営にあたっては、下記運営要領（案）をもとに準備会、運営委員会、設立総会等により最終決定いたします。

### 「経営のコツを気づく会」運営要領（案）

#### 1. 目 的

- この会は経営問題、特に産業関係の活性化に資することを議題として研鑽し、経営者の更なる資質向上を図ることを目的とする。
- これらの活動により、明日の和歌山の産業を担う経営者を育成するとともに、さらには地域社会の情報発信、発展に寄与することを眼目とする。

#### 2. 事業内容

- 本会は前 1 目的を遂行するため次の事業を行う。
  - (1) 会員の相互啓発による意見交換
  - (2) 講師招聘による研究討議
  - (3) 優秀事業所の視察
  - (4) 海外経済事情等の視察
  - (5) その他経営者間の懇談・懇親等

#### 3. 入会の資格

- この会の会員は和歌山県経営者協会の会員であるものとする。但し、会の参加は代理出席を認める。
- 会員が退会するときは、退会届を会長に提出するものとする
- 会員が次の各号に該当するときは、役員等の協議により、退会勧告をすることが出来る。但し、本人に特段の事情があり、その旨申し出があった場合はその限りではない。
  - (1) 当会の名誉を毀損しまたは秩序を乱す行為があるとき。
  - (2) 1 年以上会費を納付しないとき。
  - (3) その他会員と適当でない認めるとき。

#### 4. 会 費

- (1) 会費 月額 2,000 円（年額 24,000 円）
- (2) 会費は年度を上期（自 4 月 1 日～至 9 月 30 日）、下期（自 10 月 1 日～至翌年 3 月 31 日）の 2 回に分け、上期分は 5 月、下期分は 11 月に徴収するものとし、退会者へは返納しない。各期の途中で入会した場合の会費は、残余の月数に応じたものを入会と同時に徴収する。

#### 5. 会計年度

- 会計年度 毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。

## 6. 役員（定員）

- 本会に次の役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 3名以内
  - (3) 運営委員 5名以内
  - (4) 監事 1名

## 7. 役員の委嘱等

- (1) 会長 総会において、運営委員の中からこれを選任する。
- (2) 副会長 運営委員の中から、会長が委嘱する。
- (3) 運営委員 会員の互選によって定める。
- (4) 監事 会員の中から、会長が委嘱する。

## 8. 役員の任期

- (1) 役員の任期は2カ年とする。
- (2) 補充または増員の場合に選任または委嘱された役員の任期は、前任者または同種役員の残任期間とする。

## 9. 顧問、相談役の推戴

- (1) この会の重要な事項を諮問、相談するために、顧問及び相談役をおくことが出来る。
- (2) 顧問及び相談役は総会においてこれを推戴する。
- (3) 顧問及び相談役は、本会の諸会合に出席し、意見を述べる事が出来る。

## 10. 会の運営

- (1) 総会 年1回
- (2) 運営委員会 6ヶ月1回程度
- (3) 勉強会 年数回
- (4) 海外視察 年1回

## 11. 事務処理 幹事

- この会と和歌山県経営者協会との関係を円滑にならしめるために幹事を置き、和歌山県経営者協会の専務理事または事務局長がこの任に当たる。

## 12. 実施時期

- この運営要領は、平成 年 月 日よりこれを施行する。

## 13. 付 則

- 平成 年 月 日 制定

FAX : 073-422-0416

和歌山県経営者協会  
「経営のコツを気づく会」入会申込書

平成 年 月 日

和歌山県経営者協会 へ

「経営のコツを気づく会」の趣旨に賛同し、以下のとおり入会を申し込みます。

事業所名			
(ふりがな) 氏 名			(生年月日) 年 月 日生
役 職		担当業務 内 容	
所在地 連絡先	〒 TEL. FAX. E-mail.		
その他			

- 太枠内にすべてご記入ください
- 所在地連絡先に、会費請求書、各種開催通知等をお送りいたします。
- 所在地連絡先以外の先に、通知等の配送をご希望される方は「その他」欄に連絡先等をご記入ください。

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にていただいた個人情報は、当協会個人情報保護方針及び規程に基づき適正に管理、保護し、目的以外の利用や第三者への情報提供は行いません。

(事務局記入欄)

申込書受領日 年 月 日	会員 NO.
-----------------	--------